

栃木地方産業安全衛生大会で「転倒災害」の撲滅に向けた緊急対策の実施について提言しました。

～ 転倒災害防止90日作戦開始！！ ～

栃木労働局(局長 白兼俊貴)及び県内全ての労働基準監督署では、休業4日以上労働災害のおよそ4分の1を占める「転倒災害」の撲滅を目指し、「転倒災害防止90日作戦」(10月3日～12月31日)を実施します。

その初日に当たる平成29年10月3日(火)に、宇都宮市文化会館で開催された栃木地方産業安全衛生大会において、白兼労働局長より、“関係者全員で協力し合い、労働者が災害に遭わず安心して働くことのできる環境を整備し、「胸を張れる栃木」を目指すこと”を呼び掛けるとともに、「転倒災害」の撲滅に向けた緊急対策の実施について提言しました。

当日は数多くの事業場関係者の方々の参加があり、「転倒災害防止に係る提言」について、満場一致の盛大な拍手をもってご賛同いただきました。



労働者のための環境整備について呼び掛ける白兼労働局長



「転倒災害防止に係る提言」を代読する佐藤労働基準部長



大会の様子

転倒災害防止に係る提言

「転倒災害」は、第三次産業や製造業をはじめ全産業で多発しており、休業4日以上の労働災害のうち、昨年は433人と、およそ4分の1を占め、事故の型の中で最も多く発生した。

転倒災害のうち、骨折等により休業1か月以上を余儀なくされる災害は6割を超え、中には後遺障害が残るようなものもある。

栃木労働局及び管下労働基準監督署では、例年、最も多い事故の型である転倒災害に歯止めをかけ、ひいては、労働者が健康で安全に安心して働くことのできる明るい職場を作るため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」に基づき、本日から12月31日までの90日間、「転倒災害防止90日作戦」を展開し、オール栃木による緊急の取組を実施することとした。

事業者及び事業場においては、労働災害は絶対に起こさないという経営トップとしての強い決意を改めて示し、事業場の安全活動を主導して、現場力の強化を図ることで、労働災害防止の原点に立ち返り、転倒災害の撲滅に向けまい進することを、ここに提言する。

平成29年10月3日

栃木労働局長 白兼 俊貴